

入札のお知らせ

秋田公立美術大学附属高等学院に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募します。

令和4年3月8日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置場所貸付
(2) 貸付場所および最低落札価格等	「秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置事業者募集要項」のとおり
(3) 貸付期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
(4) 入札参加要件	ア 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては秋田市内で営業している者であること。 イ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ウ 市税の滞納がある者ではないこと。 エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
(5) 入札参加申込み	
受付期間	令和4年3月8日(火)から令和4年3月14日(月)まで (土曜日および日曜日を除く午前9時から午後4時まで、ただし、最終日の3月14日(月)は正午まで)

	受付場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
(6)	指名(非指名)通知	令和4年3月15日(火)までにFAXにより行う。
(7)	入札	
	日時	令和4年3月17日(木) 午前9時30分
	場所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 進路学習室
	入札保証金	免除(秋田市財務規則第109条第1項第2号による)
(8)	契約日	令和4年3月24日(木)まで

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 法人にあっては、法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人にあっては、住民票の写し(発行後3か月以内のもの。)

エ 過去2年間の業務実績が分かるもの(契約書、使用許可書等の写しを添付)。

オ 完納証明書(秋田市役所市民税課で発行したもので3か月以内のもの。写しでも可)

(2) 様式は、秋田公立美術大学附属高等学院又は教育委員会のホームページに掲載しているものを使用し、必要事項を記入のうえ受付場所へ提出すること。

(3) 郵送および電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

4 入札に関する事項

(1) 入札方法

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を控除した金額を入札書に記載すること（消費税および地方消費税の額は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額とする。）。
- エ 入札書は、当日持参すること。郵送による入札は、受け付けない。
- オ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、物件毎に必要事項を記載し、記名押印のうえ持参すること。
- カ 提出した入札書の書換え、引換えおよび撤回はできないので、十分注意すること。
- キ その他の入札、契約上の条件等については、「秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置事業者募集要項」および「自動販売機の規格および遵守事項等」を確認すること。

(2) 入札時に持参するもの

- ア 指名通知
- イ 入札書および入札書に使用する印鑑（代理人の場合は、代理人の印）
- ウ 委任状（代理人の場合は、代表者の印と代理人の印を押してあること。代理人はこの印で入札に参加する。）

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- イ 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- ウ その他指定した以外の方法による入札

(4) 落札者の決定

- ア 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。
- イ 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

ウ 落札決定後の辞退はできない。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
電話 828-4127

秋田公立美術大学附属高等学院自動販売機設置事業者募集要項

秋田公立美術大学附属高等学院（以下「美大附属高等学院」という。）の施設内に、飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、自動販売機設置場所の貸付契約を締結するものである。

1 自動販売機設置場所の貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 公募物件

(1) 施設名 秋田公立美術大学附属高等学院

(2) 所在地 秋田市新屋大川町12番3号

(3) 物件 次のとおり

物件 番号	貸付場所		貸付 面積	予定価格(年額・税抜) ※最低落札価格
	「種別」台数	位置		
物件 1	体育館前ホール 「飲料水」1台	別紙1「美大附属高等 学院自動販売機設置位 置図」のとおり	1.20㎡	36,000円

※ 貸付面積には、回収ボックスおよび放熱スペースを含む。

3 日程等

(1) 申込書受付期間

令和4年3月8日（火）から令和4年3月14日（月）まで

(2) 入札日時および場所

令和4年3月17日（木） 午前9時30分

秋田公立美術大学附属高等学院 進路学習室

(3) 契約の締結月日 令和4年3月24日（木）予定

4 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 法人にあっては、秋田市内に本社、支店又は営業所等を有し、個人にあっては、秋田市内で営業している者であること。

(2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に

- 履行した実績を有する者であること。
- (3) 市税の滞納がある者ではないこと。
 - (4) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

5 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付料等

ア 貸付料

- ① 貸付料は、設定する予定価格以上で最高の入札価格とする。
- ② 貸付料は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。
- ③ 既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

- ① 自動販売機の設置、維持管理、撤去に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。
- ② 電気料は、設置事業者が子メーターを設置のうえ、美大附属高等学院が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。
- ③ 電気料の算定方法は、電力供給会社の計算方式による。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。

エ 利用者から販売品目の追加または変更の要望があり、美大附属高等学院も必要と判断した場合は、変更について最大限応えるよう努力すること。

(4) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部、外部と設置場所周辺の清掃等適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に2個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止等、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先を明記すること。

(5) 売上高等の報告

ア 自動販売機の売上実績を年度ごとに取りまとめ、翌月の末日までに、書面（A4の任意書式）により報告すること。

イ 秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が終了したとき又は契約が解除された場合には、指定する期日までに現状回復すること。

6 自動販売機の規格および遵守事項等

別紙2「自動販売機の規格および遵守事項等」を参照のこと。

7 入札申込手続き

本入札に関することについては、学院ホームページ上の「入札のお知らせ」を参照のこと。

8 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ、貸付契約書を締結する。

(1) 行政財産借受申込書

(2) 設置場所の位置図

(3) 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が分かるもの）

9 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令の定めるところによる。

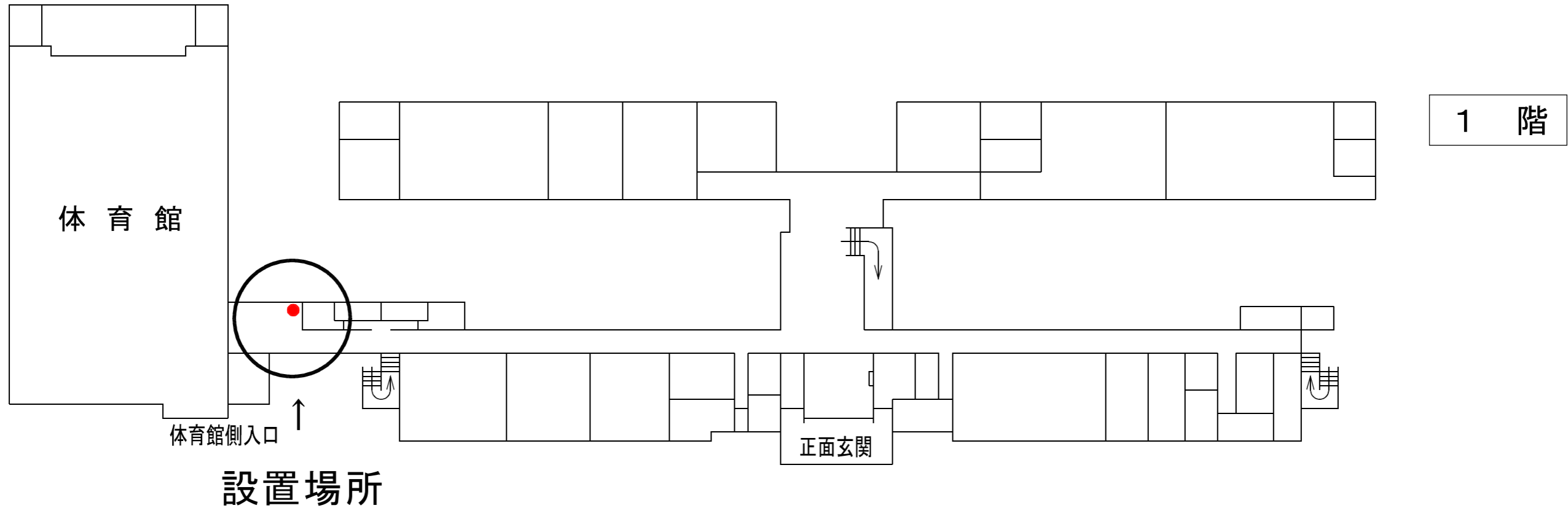
(2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

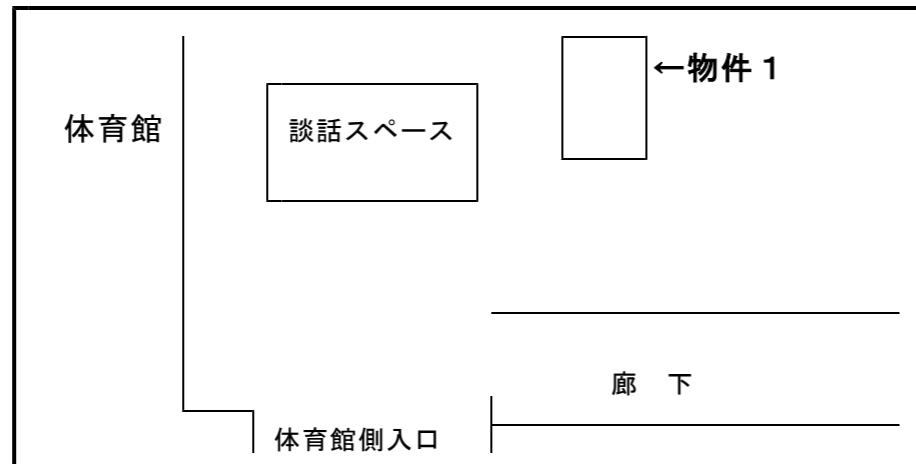
10 募集に関する問い合わせ先

秋田公立美術大学附属高等学院（担当 永井）
事務室 電話018-828-4127

美大附属高等学院 自動販売機設置位置図



設置位置 拡大図



自動販売機の規格および遵守事項等

1 自動販売機の規格、条件

(1) 大きさおよびデザイン

ア 自動販売機の大きさは W1200mm × D900mm × H2000mm 以内とする。

イ 学院の周辺環境に配慮したデザイン、外観色等にすること。

(2) 環境対策

省エネのため「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」ならびに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)および「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯のため、硬貨選別装置および紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、盗難防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収

ア 使用済み容器回収分別ボックスを、自動販売機 1 台に 2 個の割合で自動販売機脇に設置し、設置者の責任で適切に回収および処分すること。

イ 回収ボックスの規格

- ① 素材はプラスチック製又は金属製とする。
- ② 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
- ③ 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 自動販売機の設置および管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充および変更、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部・外部の清掃などを行う。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については設置者の責任において速やかに対応すること。なお、自動販売機本体には連絡先を明記すること。

エ 自動販売機、商品および回収ボックスの盗難・破損について、秋田市はその責めを負わない。

オ 設置者は自動販売機、商品および回収ボックスが汚損またはき損したときは、速やかに復旧すること。

カ 自己都合により機器を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田市に通知すること。

3 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類(またはその類似品)を除く飲料とする。

(2) 価格 メーカー希望小売価格(定価)より10円以上下げた価格とする。